

公 告

分任契約担当官
自衛隊佐賀地方協力本部長
佐々木 眞秀路

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6SBD1NA00020		6SBD1C00002 0001					
品名 または 件名							
自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所で使用する電気							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
12.00	MN						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
佐賀地本唐津出張所 唐津市和多田本村1ー7							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

自衛隊佐賀地方協力本部総務課会計班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和8年2月19日（木）10時30分 自衛隊佐賀地方協力本部 会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

入札の金額は、各社において設定する契約電力に対する基本単価（月額）及び使用電力量に対する単価（季節・時間帯別の区分による複数の単価を記載しても可）を記載すること。（小数点第2位までとする）

落札決定は仕様書で提示する予定使用電力量の単価を乗じた金額を月毎の小計とし、円位未満で切捨てる。

各月の小計を合算した金額を年間の予定総価（年間の予定電力料金であり、整数とする。）で判断するので、当該予定総価を上記の単価と併せて記載すること。

なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争に参加するものに必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たすもの

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の売買」の等級が「D」等級以上のものであること。（資格審査結果通知書（写）を提出すること。）
- エ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者同種の物品の売買又は製造

若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。

カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

キ 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

ク 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RSP法）第8条第1項の勧告を受けていない者。

ケ (5) アの入札については、環境配慮契約法に基づき、二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減に関する取り組みの状況（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等）に関し、仕様書に示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取り組みの状況に関する条件例」の条件等を満たしている者であること。この条件を満たす証明として、仕様書に示す「適合証明書」を提出すること。また、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気の供給をすることとし、再生可能エネルギー比率を満たす「特定電源割当計画書」を提出できる者であること。

(3) 適用する契約条項

「物品売買契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(4) 現場説明会

実施しない。

(5) 入札の日時及び場所

ア 再生可能エネルギー比率30%以上 令和8年2月19日（木）10時30分 自衛隊佐賀地方協力本部会議室

イ 再生可能エネルギー比率に係る条件なし 令和8年2月19日（木）11時00分 自衛隊佐賀地方協力本部会議室

(6) 入札実施要領

ア 再生可能エネルギー比率30%以上で応札者がいる場合

「仕様書（A）」を適用し、(5) アの入札を実施する。落札に至った場合、(5) イの入札は実施しない。

イ (5) アが不調となった場合

「仕様書B」を適用し、(5) イの入札を実施する。

(7) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を実施しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

イ 契約保証金：免除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(8) 入札の無効

ア 入札資格のない者が入札した場合

イ 入札者が誰であるか認識し難い場合

ウ 入札金額が明瞭でない場合

エ 下記期日までに仕様書を受領しなかった者及び適合証明書を提出しなかった者の入札

オ 暴力団排除に関する誓約が虚偽であった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が起きた場合

カ その他入札に関する条項に違反した入札

(9) 誓約書の作成

落札者は落札後遅滞なく、契約書を作成する。

(10) 落札決定方式

ア 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、入札書に記載された年間の予定総価をもって判断する。

イ 入札等参加者心得に示す「暴力団排除に関する誓約事項」を確認後、入札書に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載があること。

(11) その他

ア 低入札価格調査に関すること

・最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。

・積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。

・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としにくい可能性があります。

イ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。

ウ 入札に参加する者は令和8年2月12日（木）までに総務課会計班に連絡すること。

エ 資格審査結果通知書（写）、適合証明書及び特定電源割当計画書は、令和8年2月17日（火）までに提出すること。

オ 代理人をもって入札に参加させる場合は、委任状を提出すること。

カ 郵便等により入札に参加する場合は、送付用封筒等に必ず「（入札日時及び入札件名、入札書在中）」と記載をし、入札期日の前日までに必着するように書留等で送付すること。

キ 公告掲示場所：自衛隊佐賀地方協力本部及び西部方面隊ホームページ

ク 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先

入札：自衛隊佐賀地方協力本部 総務課会計班 前田

仕様書：自衛隊佐賀地方協力本部 総務課管理班 山口

TEL 0952-24-2291

FAX 0952-24-2291

仕 様 書 A		
令和8年度自衛隊佐賀地方協力本部 唐津出張所で使用する電気	作 成	令和8年1月16日
	作成部隊名	自衛隊佐賀地方協力本部 総務課

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所で使用する電気について規定する。

2 概 要

(1) 件 名

令和8年度自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所で使用する電気

(2) 需要場所

自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所
佐賀県唐津市和多田本村1-7

(3) 業種及び用途

官公署（事務所）

3 仕 様

(1) 供給電気の種類（再エネ比率）

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気の再エネ比率は30%以上とする。

参照：別紙第1「RE100 technical criteria」の概要を参照

<https://www.there100.org/technical-guidance>を確認すること

(2) 再生エネルギー比率の確認が出来る書類の提出

供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別紙第2、別紙第3）で提出すること。

(3) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第4に掲げる条件を満たし、別紙第6を提出すること。

4 供給電気方式等

(1) 供給電気方式、供給電圧等

区 分	従量電灯
供給電気方式	交流単相3線式
供給電圧（標準電圧）	100V
計量電圧（標準電圧）	100V
標準周波数	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無
予定契約電力	5kW
予定使用電力	5,614kWh

(2) 令和8年度月別使用予定電力量 (kWh)

項 目 年 月			予定使用電 力量	予定使用電力量				備 考 休日数
				従量電灯	内 訳			
			低圧電力		平日昼間	休日昼間	夜間	
令和	8年	4月	310					10
令和	8年	5月	318					14
令和	8年	6月	433					8
令和	8年	7月	582					9
令和	8年	8月	615					11
令和	8年	9月	473					11
令和	8年	10月	388					10
令和	8年	11月	272					11
令和	8年	12月	361					10
令和	9年	1月	688					12
令和	9年	2月	716					10
令和	9年	3月	458					8
計			5,614					

※令和8年4月～令和8年12月予定使用電力量は、令和7年度実績量等を基準に算定

※令和9年1月～令和9年3月予定使用電力量は、令和6年度実績量等を基準に算定

※7、8、9、12、1、2月は夏冬料金

(注意) この表は、将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

(3) 月別使用実績電力量 (kWh)

年 月			項 目	使用実績 電力量	使用実績電力量				備 考
					従量電灯	内 訳			
						平日昼間	休日昼間	夜間	
令和 7 年 1 月			668					12	
令和 7 年 2 月			696					10	
令和 7 年 3 月			445					11	
令和 7 年 4 月			301					10	
令和 7 年 5 月			309					13	
令和 7 年 6 月			421					9	
令和 7 年 7 月			566					9	
令和 7 年 8 月			598					11	
令和 7 年 9 月			460					10	
令和 7 年 10 月			377					9	
令和 7 年 11 月			265					12	
令和 7 年 12 月			351					10	
計			5,457						

(4) 使用期間

令和8年4月1日00:00から令和9年3月31日24:00まで

(5) 電力量等の計量

区 分	従量電灯
自動検針装置	有
電力会社の検針方式	遠隔自動検針
電力量計構成	普通電力量計 A 6 X - T r 形 大崎電気工業(株)

(6) 需給地点（供給地点）

区 分	供給地点特定番号
従量電灯	09-0000-0010-7031-0000-0000

(7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。(8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

5 検 査

請求書の受理をもって電気料の検査とする。

6 その他

- (1) 力率は契約期間中100%を保持する予定
- (2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

● ● ● ●

○○ ○○ 様

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 ○○ ○○ 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇

需要施設名 ○○○○

需要施設住所 ○○県○○市○○

契約電力 ○○○○kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

[illegible]

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再工業電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

特定電源割当計画書様式例

特 定 電 源 割 当 計 画 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等

需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (KWh)【A】													
再エネ由来電力量 (KWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (Kwh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kwh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (Kwh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計 (kwh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、別紙第5「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本品質保証機構(JQA)の認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を自衛隊佐賀地方協力本部長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

別紙第6「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和5年度 1kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和5年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。
② 令和5年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」 (以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。) ③ 高炉ガス又は副生ガス

②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
----------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊佐賀地方協力本部長

佐々木 眞秀路 殿

住 所

〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称

〇〇株式会社

代表者氏名

〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和5年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

1 ～ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書 B		
令和 8 年度自衛隊佐賀地方協力本部 唐津出張所で使用する電気	作 成	令和 8 年 1 月 1 6 日
	作成部隊名	自衛隊佐賀地方協力本部 総務課

1 適用範囲

本仕様書は、令和 8 年度自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所で使用する電気について規定する。

2 概 要

(1) 件 名

令和 8 年度自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所で使用する電気

(2) 需要場所

自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所
佐賀県唐津市和多田本村 1 - 7

(3) 業種及び用途

官公署（事務所）

3 仕 様

供給電気の種類

契約種別（低圧電力、従量電灯）は、同等の契約種別及び同等の契約プランを含むものとする。
供給する電気の再生可能エネルギー比率は設けないものとする。

4 供給電気方式等

(1) 供給電気方式、供給電圧等

区 分	従量電灯
供給電気方式	交流単相 3 線式
供給電圧（標準電圧）	1 0 0 V
計量電圧（標準電圧）	1 0 0 V
標準周波数	6 0 H z
蓄熱式負荷設備の有無	無
予定契約電力	5 k W
予定使用電力	5, 6 1 4 kWh

(2) 令和8年度月別使用予定電力量 (kWh)

項 目 年 月			予定使用電 力量	予定使用電力量			備 考	
				従量電灯	内 訳			
					平日昼間	休日昼間		夜間
令和 8年 4月		310					10	
令和 8年 5月		318					14	
令和 8年 6月		433					8	
令和 8年 7月		582					9	
令和 8年 8月		615					11	
令和 8年 9月		473					11	
令和 8年10月		388					10	
令和 8年11月		272					11	
令和 8年12月		361					10	
令和 9年 1月		688					12	
令和 9年 2月		716					10	
令和 9年 3月		458					8	
計		5,614						

※令和8年4月～令和8年12月予定使用電力量は、令和7年度実績量等を基準に算定

※令和9年1月～令和9年3月予定使用電力量は、令和6年度実績量等を基準に算定

※7、8、9、12、1、2月は夏冬料金

(注意) この表は、将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

(3) 月別使用実績電力量 (kWh)

項 目 年 月			使用実績 電力量	使用実績電力量				備 考
				従量電灯	内 訳			
			低圧電力		平日昼間	休日昼間	夜間	休日数
令和	7年	1月	668					12
令和	7年	2月	696					10
令和	7年	3月	445					11
令和	7年	4月	301					10
令和	7年	5月	309					13
令和	7年	6月	421					9
令和	7年	7月	566					9
令和	7年	8月	598					11
令和	7年	9月	460					10
令和	7年	10月	377					9
令和	7年	11月	265					12
令和	7年	12月	351					10
計			5,457					

(4) 使用期間

令和8年4月1日00:00から令和9年3月31日24:00まで

(5) 電力量等の計量

区 分	従量電灯
自動検針装置	有
電力会社の検針方式	遠隔自動検針
電力量計構成	普通電力量計 A 6 X - T r 形 大崎電気工業㈱

(6) 需給地点（供給地点）

区 分	供給地点特定番号
従量電灯	09-0000-0010-7031-0000-0000

(7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。(8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

5 検 査

請求書の受理をもって電気料の検査とする。

6 その他

- (1) 力率は契約期間中 100%を保持する予定
- (2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。